

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する連携協力協定書

一般社団法人広島市薬剤師会（以下「甲」という。）、一般社団法人安佐薬剤師会（以下「乙」という。）、一般社団法人安芸薬剤師会（以下「丙」という。）、広島佐伯薬剤師会（以下「丁」という。）、広島市（以下「戊」という。）は、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援の実施を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊（以下「甲等」という。）が地域の健康課題を共有し、相互に連携・協力して、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施することにより、高齢者の健康寿命の延伸につなげることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲等は、前条に規定する目的を達成するため、相互に連携・協力するとともに、関係機関と連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組として、服薬に関する相談・指導事業を実施する。

2 甲等は、前項の取組を効果的に実施するため、必要な協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲等は、本協定に基づく事務等により知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し適切に取り扱うものとする。

2 甲等は、本協定に基づく事務等により知り得た個人情報の取扱いについては、相手方の事前の承諾なしに、第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条の目的外に利用してはならない。

3 甲等は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲等のいずれかが、本協定の内容変更又は解除を申し出たときは、その都度甲等で協議して、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲等が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定外の事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲等で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲等がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月 / 日

甲 広島市東区二葉の里三丁目2番1号
一般社団法人広島市薬剤師会
会長 野村 祐 仁



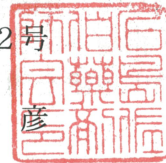
乙 広島市安佐北区可部南二丁目2番2-301号
一般社団法人安佐薬剤師会
会長 下田代 幹 太



丙 広島県安芸郡府中町青崎南2番1-101号
一般社団法人安芸薬剤師会
会長 二川 勝



丁 広島市佐伯区旭園2番22号
広島佐伯薬剤師会
会長 宗 文 彦



戊 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市長 松井 一 實

